

令和6年度 第3回世田谷区風景づくり委員会 議事概要

日時：令和6年12月26日（木曜日）午前9時30分から午前11時30分

場所：二子玉川分庁舎 大会議室

都市整備政策部都市デザイン課

附属機関会議録

会議の名称	令和6年度 第3回世田谷区風景づくり委員会
事務局を主管する課の名称	都市整備政策部 都市デザイン課
開催日時	令和6年12月26日（木曜日）午前9時30分から午前11時30分
開催場所	二子玉川分庁舎 大会議室
出席者	<p>【世田谷区風景づくり委員会】</p> <p>野原卓委員、鶴田佳子委員、 福岡孝則委員、後藤智香子委員、 田邊学委員、有田菜穂子委員、桃原繁樹委員</p>
	<p>【事務局】</p> <p>都市整備政策部長： 笠原聡 都市整備政策部都市デザイン課長： 青木徹 都市デザイン担当係長： 二見征 担当職員： 和田楓磨、三澤英里子、杉山菜生</p>
会議の公開・非公開・一部非公開の別	公開
傍聴人の人数	0名
会議次第・内容	<p>開会</p> <p>1. 議事 審議事項 風景づくり計画の改定について</p> <p>2. 事務連絡</p> <p>閉会</p>

令和6年度第3回世田谷区風景づくり委員会

令和6年12月26日（木）

○都市デザイン課長 皆様おはようございます。まだ〇〇委員が来られていませんけれども、出席のご予定で伺っております。定刻となりましたので、これより令和6年度第3回風景づくり委員会を開催させていただきます。

本日は年末のお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より世田谷区の風景づくりに様々なご理解、ご協力を頂きまして、ありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます都市デザイン課長の青木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、本委員会は会議録と名簿を公開しております。会議録の作成に当たりまして、速記の委託事業者により会議の録音をさせていただいております。あらかじめご了承くださいませよう、よろしく願いいたします。

なお、会議録の公開は事前に委員の皆様にご確認をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、本日の委員会ですが、第12期世田谷区風景づくり委員の委嘱期間が令和7年1月31日までとなっておりますので、本日が今期最後の委員会となります。今期で任期満了となります〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては本日が最後の委員会となりますので、会の最後にお一言ずつ頂きたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、世田谷区都市整備政策部長の笠原より皆様にご挨拶申し上げます。

○都市整備政策部長 皆さま、おはようございます。世田谷区都市整備政策部長の笠原でございます。本日は年末の大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、第3回風景づくり委員会ですが、前回、第2回で骨子（案）のたたき台をご審議いただきまして、その後庁内での検討等を行い、今回骨子（案）という形にまとめてまいりました。この骨子（案）につきましては、年が明けて2月に区民の方々から意見を頂くために公表していこうと考えておりますの

で、ぜひ本日の委員会において様々ご指摘いただいて、それをブラッシュアップしたものを出していきたいと考えております。どうぞご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。

それでは、まず本日の委員の皆様の出席についてご報告いたします。

本日の委員のご出席は7名、全員出席となっておりますので、本日の委員会は世田谷区風景づくり条例施行規則第34条に定める会議の定足数に達しておりますことをご報告いたします。

続きまして、世田谷区風景づくり委員会委員の皆様をご紹介させていただきます。私から向かって右側からご紹介させていただきます。

○都市デザイン課長 ○○委員でございます。

○委員 よろしくお願ひします。

○都市デザイン課長 ○○委員長でございます。

○委員長 よろしくお願ひします。

○都市デザイン課長 ○○副委員長でございます。

○副委員長 よろしくお願ひいたします。

○都市デザイン課長 ○○委員でございます。

○委員 よろしくお願ひします。

○都市デザイン課長 ○○委員でございます。

○委員 よろしくお願ひします。

○都市デザイン課長 ○○委員でございます。

○委員 よろしくお願ひします。

○都市デザイン課長 ○○委員でございます。

○委員 よろしくお願ひします。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。

続きまして、本日出席しております区の職員を紹介させていただきます。

都市整備政策部長の笠原でございます。

○都市整備政策部長 笠原でございます。

○都市デザイン課長 私、都市デザイン課長の青木でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

都市デザイン課担当係長の二見でございます。

○事務局 お願いいたします。

○都市デザイン課長 担当の杉山でございます。

同じく和田でございます。

同じく三澤でございます。

また、本日は風景づくり計画の改定業務を委託してございます、コンサルの皆様も出席しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、これより議事に移らせていただきます。ここからの進行は世田谷区風景づくり条例施行規則第32条2項により、〇〇委員長にお願いしたいと思っております。

それでは〇〇委員長、お願いいたします。

○委員長 皆さん、おはようございます。年末ぎりぎりの日程で、本当にお集まりいただきまして誠にありがとうございました。令和6年度第3回世田谷区風景づくり委員会ということで始めさせていただきたいと思っております。今期最後の会になりますので、よろしくをお願いいたします。

早速ですけれども、次第を御覧いただきますと、議事に「風景づくり計画の改定について」とございます。先ほど部長からもちよつとございましたし、前回のお話も受けますと、本年度から来年度、2か年かけて風景づくり計画を改定するというスケジュールだったと思っております。今回改定の骨子（案）を今日、最後に議論するということになりまして、その後、素案というのをつかって、その後、案というのをつくるという3段構成になっているのですけれども、その第1段である骨子（案）についての議論をしていただくこととなります。

後ほどスケジュールもあるのですけれども、先ほど部長からございましたとおり、2月に公開というか、オープンハウスであったり意見聴取をする機会があるということなので、事実上、骨子（案）を本日議論いただいて、それを基に少しご意見を頂く機会になるのかなと思っております。そういう意味で、骨子（案）としては今日最後のご意見を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

早速ですが、(1)「風景づくり計画の改定について」の①「風景づくり計画

改定骨子（案）について」ということで進めていきたいと思ひます。

初めに事務局から、資料の確認をお願いいたします。

○都市デザイン課長 事務局、青木でございます。お手元の資料を確認させていただきます。

本日の資料につきましては、あらかじめ委員の皆様へ郵送させていただいたものと変更はございません。

本日の配付資料ですけれども、A4、1枚の次第。

資料1といたしまして「風景づくり計画 見直しの視点と改定骨子（案）」ということで、ホチキス留めになってございます。

資料2としまして、「スケジュール（案）」を用意させていただいてございます。

また、閲覧資料といたしまして、世田谷区全図、都市計画図1、2、風景づくり計画、界わい形成地区ガイド等を机の上に用意させていただいてございます。

以上が本日の資料でございますが、お手元にはない方はいらっしゃいますでしょうか。資料は大丈夫でしょうか。

資料の確認は以上となります。

○委員長 では、議事を進めてまいりたいと思ひますので、先ほどの「風景づくり計画 改定骨子（案）について」、事務局よりご説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、事務局のほうから説明させていただきます。スクリーンを御覧ください。本日は「風景づくり計画 改定骨子（案）について」となります。よろしくお願ひします。

改定骨子（案）、先ほどスケジュールのお話がありましたけれども、前回10月の委員会にて骨子（案）のたたき台に皆様からご意見を頂きまして、それを踏まえて今回骨子（案）を作成しております。本日のご意見等を踏まえまして骨子（案）をブラッシュアップしまして、2月に区民に公表させていただいてご意見を頂く予定としております。

ここからお手元の資料1を基に説明させていただきます。「別紙1」と書いてしまったのですけれども、資料1「風景づくり計画 見直しの視点と改定骨

子（案）」です。

初めに、今スクリーンに映しているように、資料全体の構成ですけれども、「見直しの視点」という前半と「改定骨子（案）」そのものの部分の2部構成。そして、後ろに新旧の構成の比較と計画の体系図という2つの資料をつけさせていただきます。

まず、前半1から6ページの「見直しの視点」については、「これまでの成果と課題等」「見直しの主な視点と考え方」「見直しのイメージ」という構成となっております。

「これまでの成果と課題等」のところについては、前回委員会で頂きました、見直しの視点や改定内容について、どういった検証評価からそういう見直しの主な視点になったのかというところを説明する資料があったほうが分かりやすいのではないかというご意見を踏まえまして、この前半のところの「これまでの成果と課題等」を検証評価の内容から抜粋して作成しております。

2番目が「見直しの主な視点と考え方」、それから3番目の「見直しのイメージ」について、後半7から11ページの「改定骨子（案）」は改定後の計画全体の骨組みをお示ししているのですが、その中で実は今回変更したい内容がなかなか見えてこない。変更しない部分が結構大きな部分を占めますので、変更部分が見えにくくなってしまっていました。

なので、今回前半の「見直しのイメージ」というところで、どういう内容を実際に変更、見直していくのか。その見直しする内容は、計画自体に追記修正するという内容もありますけれども、それ以外の、例えば誘導の手引きですとかガイドラインを充実させるとか、もう少し下の運用で対応していくとか、そうではなくて体制づくりなのですよというところとか、見直しは計画だけではないいろいろなところに、多岐にわたってくる場所がありますので、それをこの「見直しのイメージ」というところで区民の皆さんに分かりやすく説明できたらいいなということで作成しております。

後半は「改定骨子（案）」、改定した計画の骨子（案）ということになります。

あと、最後につけています「風景づくり計画の体系図」につきましては、前回同じようにご意見いただきました、世田谷区の風景づくりの全体の構成はどんなふうになっているのかというのが1枚で分かる資料があると分かりや

すいのではないかというご意見いただきまして作成したものになります。

それでは、前半の「見直しの視点」について順に説明させていただきます。ここからはお手元の資料を御覧いただきながら、説明を聞いていただければと思います。

初めに、「見直しの視点」の「これまでの主な成果」です。

まず、①です。区では「風景づくり計画」に基づき、区民、事業者、区の協働によりまして、地域の個性に合わせた風景づくりをこれまで着実に進めてまいりました。

②です。建設行為等の届出件数は増加しておりまして、届出制度や「事前調整会議」の活用などによって、周辺風景に配慮した建築物等への誘導をこれまで実施してまいりました。

それから、③の部分。また一方で、三軒茶屋や馬事公苑周辺などにおいて、区民や事業者、区の協働によって、新たに楽しみながら活動するような新しいまちの風景などを創出してまいりました。

ページおめくりいただきまして、成果がある一方で、課題も幾つか見えてきております。

1つ目。区民の「風景」への関心は高いけれども、取組みへの参加が少ないというところ。

課題の2つ目。風景づくり活動の担い手が減ってきてしまっていること。

課題の3つ目。風景への配慮が必要な項目の基準化ですとか、ガイドラインによる誘導などが求められていること。

課題の4つ目。風景が大きく変わるような再開発において、早期に風景づくりの調整を行う必要性を示すこと。

それから、風景づくりを先導すべき公共施設について、風景づくりの手立てをもっと充実していかななくてはいけないことなどが課題として挙げられています。

また、前回の改定後から風景づくりを取り巻く動きも出てきております。

まず社会動向としましては、①自然環境への対応を踏まえたまちづくり、それから②ウォーカブルの取組み、また③自然災害への備えや対応の取組みなどがそれぞれ進められてきております。

また、上位計画や関連計画の動きとしましては、区の新たな「基本計画」が策定されたこと、それから「都市整備方針 第二部地域整備方針」の改定作業を今進めているところ、また東京都も「景観計画」の改定などが進められてきました。

抜粋ではありますが、以上のような検証・評価を踏まえまして次のページ、今回の「見直しの主な視点と考え方」です。「見直しの主な視点」については、3点に整理をさせていただきました。

1つ目が「区民が『風景づくり』を身近に感じ、取組める仕組みを整えます」。区民にとって風景づくりが身近に感じられるような構成・内容として、また区民が気軽に風景づくりを楽しめるように、周知・啓発に取り組んでまいります。

2つ目の視点。「街の未来を考えて、風景づくりの誘導を進化させます」。これからの風景づくりに求められる考え方の記載ですとか、誘導上課題になっている配慮事項の基準化、大規模建設等への誘導の充実などです。

3つ目は「地域の風景を先導する公共施設の風景づくりを更に推進します」。公共施設の指針などを見直していくという内容です。

次は、それぞれの見直しの項目について、具体的にどのように見直しをしていくのかというところのイメージを記載しております。

初めに、見直し項目1-1につきましては、主な内容の1つ目としまして、第Ⅱ部の「風景づくりの取組み」の最初の章に、第4章として「区民主体の風景づくり」を位置づけまして、世田谷区の風景づくりでは、引き続きこれからも区民主体による風景づくりを重視、大切にしていきますというところをここで示します。

それから、内容の2つ目としましては、風景づくり計画の構成をよりシンプルにして、区民の皆様にとって分かりやすい計画にしていきます。

具体的なイメージ、下の四角のところですが、計画の構成を見直しまして、「景観法に基づく風景づくり」「条例等に基づく風景づくり」というのがありましたのを1つにまとめまして、シンプルな3部構成とすること。それから、「区民主体の風景づくり」を第Ⅱ部の最初の章、第4章として示していくと考えています。

続きまして見直し項目1-2の主な見直し内容としましては、区民が風景

づくり活動に気軽に踏み出し楽しむことができるような、風景づくりの主体の裾野を広げる支援や普及・啓発の考え方や取組みを示してまいります。

下は具体的なイメージですけれども、例えば区民の皆さんが玄関先に木や花などを植えることも実は風景づくりであるということ。皆さん、実はそういった風景づくりしているのですよ、身近にあるのですよということなどを周知したりとか、風景づくり活動は普段の生活の身近にあることなどを伝えて、気付いていただくような周知・啓発。それから、気軽に風景づくりに関わり楽しめるような機会を増やすことなどにより、風景づくりに関わる区民の裾野を増やして広げていきますというようなイメージです。

次に、見直し項目2-1につきましては、主な内容としましてウォークブルやグリーンインフラ、生物多様性、防災・減災、また復興の視点などを取り入れた風景づくりの考え方を追記してまいります。また、非常時における関係所管との連携・調整についても示していきたいと考えております。

具体的な記載のイメージですけれども、第3章の「風景づくりの理念・方向性」へこういった記載をしていくとともに、それぞれの取組みについて、コラム形式みたいな形で紹介していければと思っております。具体的に素案で検討する中で、どのように記載していくかということを入れていきたいと思っております。

実際に関連する他の分野の計画においても、こういった流れについて風景づくりが取り上げられていますので、それらの計画とも横のつながりを整合させるように、関係所管と連携して進めてまいりたいと考えております。

続きまして、見直し項目2-2の主な内容としましては、バルコニー手すりにつきまして透過性の話ですとか、地域の植生や生育環境も踏まえた植栽、太陽光パネル設置時の配慮の内容ですとか、あと活動や交流を促す空間づくりなどにつきまして、基準ですとか手引きなどについて追加してまいりたいと思っております。

下のところは具体的なイメージですけれども、こういった形で誘導を実施してまいりたいと考えております。

次に見直し項目2-3につきましては、具体的な見直しの内容としましては、風景が大きく変わることが予想される建設行為などについては、状況に応じ

てですけれども、景観への配慮について事業者や庁内関係部署との早期の調整・誘導が行えるように、考え方が記載されていなかったのできちんと記載していこうと考えております。

この間、小田急線の地下化に伴う上部の空間利用の話などにおいて、事業者との連携・協力の下、早期から調整が行われてきましたけれども、今後もそういった調整ができるように考え方を明記していくという見直しのイメージです。

次に、見直し項目3です。こちらにつきましては「風景づくりのガイドライン（公共施設編）」の策定に当たりまして、現行計画に規定されている「公共施設における風景づくりの考え方」や「指針」について、隣接する公共施設間の連続性や一体性など、公共施設の風景づくりに求められる内容を追記していきます。また、引き続き「ガイドライン（公共施設編）」の策定をその後進めていこうと考えております。

以上が見直しのイメージになります。

次、7ページから11ページまでが改定後の風景づくり計画の骨子（案）となります。

改定後の計画の構成は「基本的な考え方」「風景づくりの取組み」「推進体制」の3部構成としております。簡潔にご説明します。

最初、第I部「風景づくりの基本的な考え方」の第1章「計画の主旨」でございます。

こちらは「計画策定の背景と目的」のところに、まず今回の改定の背景を追記します。また「風景づくり計画の位置づけ」は、都市整備方針の計画の体系と整合させております。それ以外のところにつきましては、必要な時点修正を行っていこうと考えております。

続きまして、第2章「世田谷区の風景特性」です。

こちらについては風景特性に大きく変わることはないですけれども、時点修正として、その後の部分について少し追記をしていこうと考えております。

それから、第3章「風景づくりの理念・方向性」になります。

こちらの中のまず1「風景づくりの理念」と2「取り組みの基本姿勢」につ

きましては、現行計画の内容を継承して進めていこうと思っております。

3番目の「風景づくりの方向性」につきましては「自然」「歴史・文化」「にぎわい」、現行計画では「協働」というのがありましたけれども、この「協働」の部分につきまして、多様な主体による参加と協働で進める風景づくりはこれまでも、そしてこれからも世田谷区の風景づくりにおいて大切な内容であるという考え方を踏まえまして、1つの節として起こしまして、「協働」の部分は4の「多様な主体による参加と協働」ということで1つ立ち上げまして、ここで考え方などを明記するとともに、素案では区民の皆さんと行っている様々な取組みなどについて掲載していきたいと考えております。

続きまして、第Ⅱ部「風景づくりの取組み」になります。

現行では景観法によるとか条例等によるとかで分けていたものを、1つの部として取りまとめております。

また、先ほど考え方ではなく、こちら取組みにおきましても、世田谷の風景づくりは、区民の皆さんが行う風景づくり活動を様々な制度や仕組みで支援することが重要な取組みということを示していきたいので、現行計画では第9章にあった「協働による風景づくり」をこの第Ⅱ部の先頭に持ってきまして、第4章「区民主体の風景づくり」としまして、「区民主体の風景づくりの推進」と「風景づくりの普及・啓発」について最初のところで示していこうと考えております。

続きまして、第5章「建設行為等における風景づくり」です。

こちらにつきましては令和4年に指定しました風景づくり重点区域の界わい形成地区を追記することと、あと先ほどご紹介しました新たに配慮が必要な項目について、基準を追加していこうと考えております。

骨子では、全体の計画の骨子ですので、既存の現行計画に指定されているような内容をこのように記載しておりますので、こういったところについて特に大きな変更はないという形になります。

続きまして、第6章「屋外広告物における風景づくり」です。

こちら前回改定後の取組みであります「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）」が策定されましたのでその内容、また特定区域における協議制度が始まっておりますので、その内容を追記していくという内容になります。

続きまして、第7章「公共施設における風景づくり」です。

こちらにつきましては、先ほど説明しました隣接する公共施設間の連続性、一体性に配慮した風景を創出するという旨を追記します。これは2の指針の黒ボツの5つ目のところに追記をしております。それ以外の内容につきましては、現行計画と同じ内容としております。

また、誘導の具体的な内容につきましては、今後「風景づくりのガイドライン（公共施設編）」を策定するに当たりまして、関係所管と検討してまいりたいと考えております。

続きまして、第8章「地域特性や風景資源を活かした風景づくり」です。

こちらでは第4章から第7章で示しましたもの以外の手法によります、例えば地域の特性ですとか、地域にあります様々な風景資源を活かした風景づくりにつきまして示してまいりたいと考えております。

続きまして、第Ⅲ部「風景づくりの推進体制」です。章としましては、第9章「協働による風景づくりの推進体制」です。

現行計画では、この推進体制のところは庁内ですとか国や都、周辺自治体などの関連機関との体制を示していたのですが、今回の改定ではそれだけではなくて、区民の皆さん、事業者の方々も含めた多様な主体との協働も体制として位置づけまして追加していこうと考えております。また、庁内の関係部署による事業や制度とも連携・調整して、効果的に風景づくりを進めていくことを記載します。

少しほかの事例とかも参考にしながら、ほかの関係部署のどういう取組みが風景づくりと関連しているのかというところを分かるように、今度素案を作成していく段階では表記を工夫しながら、関係部署とも連絡しながら素案のほうでは表現していこうと考えております。

続きまして、12ページは現行計画と改定後の構成の比較をお示ししております。先ほどのとおり、部をシンプルにしたということと、区民主体の風景づくりを大切にするというところを少し前のほうに持ってきたというような内容です。

続きましてA3横の13ページですけれども、「風景づくり計画の体系図」を作成しました。

風景づくり計画の内容が少し多くて、骨子であってもちょっと複雑で、どういった仕組みがどういう関係なのかというところが分かりにくいというご意見を頂きましたので、この1枚で、計画の仕組みや体系が一目で分かるような資料を作成いたしました。こちらを併せて区民の皆さんに公表していこうと考えております。

最後に、スケジュールです。資料2とともに、スクリーンのほうも御覧いただければと思います。

本日、骨子（案）につきまして皆様にご議論していただきまして、頂いたご意見を踏まえまして、骨子として取りまとめてまいろうと考えております。

その後、年明けの2月後半にこの骨子を区民の皆様にご公表し、併せてオープンハウスを開催して、区民の皆さんから意見聴取を行おうと考えております。

多くの区民の皆さんに風景づくりの取り組みを知っていただくために、このオープンハウスの開催と併せまして、オープンハウスの期間までにデジタルスタンプラリーみたいなものを開催しようと思っております。また、子どもや子育て世代の方々にも来ていただきたいので、そういった方々向けのイベントですとか、あと同時開催として、風景をテーマとした都市デザインフォーラムを開催しようと思っております。

そういった取組みの中で頂いたご意見なども含めまして、来年春より改定素案の検討を進めてまいります。引き続きこちらの風景づくり委員会でのご議論ですとか、あと都市計画審議会からの意見聴取などを経まして、秋に改定素案として取りまとめて公表し、パブリックコメントなどを実施する予定です。

頂いたご意見を踏まえて改定案を作成し、10月頃に皆様からの改定案につきまして答申を頂ければということで予定をしております。

その後、手続きを踏まえまして令和8年3月に決定、4月より運用開始ができればいいなと考えております。

以上で、改定につきましての説明を終わります。

○委員長 説明どうもありがとうございました。これが改定骨子（案）ということですので、今日の議論を経て修正させていただいたものが一応意見聴取に

回ることとなります。

おおむね前回、10月にお示ししていきまして、そんなに変わっていないといえ
ば変わっていない気もするのですけれども、幾つかご指摘いただいた事項等
を含めて修正もされていると思います。それらも含めまして、今日はある意味、
骨子（案）としては最後にご議論いただく機会となりますので、どの辺の部分
でも結構ですので、ご質問やご意見ございましたら委員の皆様から頂戴した
いと思います。

では、どちらの部分でも結構ですので、何か気になる点や分からない点がご
ございましたらご指摘いただければと思います。よろしく願いいたします。

〇〇委員、よろしく願いします。

○委員 私、最後の委員会になりますので、少し細かいところも含めてお話しさ
せていただきたいのですけれども、資料の5ページで太陽光パネルの項目が
新設されることとなります。これは戸建て住宅も含めて義務化されたという
背景があって、こういう基準があったほうがいいのではないかということをお
伝えしたと思います。

実際のところ問題になるのは大規模なマンション等につく太陽光パネルで、
この場合とても重要なのはパネルの傾斜角です。傾斜角が深くなると周辺へ
の反射の影響が大きくなるのですけれども、傾斜角が平行に近い形になると
反射の問題も出にくいですし、スカイラインから突出するということも出に
くくなるので、今後検討されるときにそういったところを基準の中に取り入
れられるといいと思います。今、〇〇区で景観アドバイザーをしているので
すけれども、文面になっているわけではないのですけれども、大体5度以下に収め
てくださいというようなお願いをしたりもしています。

それと、これはスケジュールを考えると実現性があるのかどうか分からな
いのですけれども、風景デザイナーをしていて感じるのは、届出対象が今1,5
00平米とか3,000平米がベースになっていると思いますけれども、届出
対象規模を少し上回るような、ぎりぎり対象となるものも協議は1回、そこ
を大きく上回るような、2倍、3倍になるようなものも協議は1回で終わると
いうのが基本になっていて、世田谷区の場合、とても優良な事業者さん、設計
者さんの計画が多いので、それで済んでいるという部分もあるのですけれど

も、ままあるのは協議の段階では重要な樹木が切られてしまっているとか、この段階においては配置にさかのぼっての調整はできない、そういう前提で協議をしているので1回で終わっているというか、終わらせざるを得ないというものも多いので、例えば届出対象の2倍とか3倍になるような、世田谷区の中では超大規模のものは、協議は2回やることがベースになっていて、景観法の届出の前だけではなくて、かなり前の基本計画とか基本設計の段階で少し話し合いができるような仕組みをつくっておいたほうがいいのかなど感じました。

それと、もう1点は、今回13ページで風景づくり計画の体系を示していたでいて、全体像が大分分かりやすくなったと思います。特にこの中で、景観法に関わっている5章とか6章の部分について、世田谷区のホームページを見ると風景づくり条例に基づく届出制度のページというのがあって、ここに具体的に何丁目のどの規模のものが届出の対象ですということが明記されていて、それがとても分かりやすいと思うのです。それは多分事業者さんに「あなたは届出対象ですよ」というのをしっかり告知するという意味で、すごく明確に書いていると思うのですけれども、そういうものが区民にも見えたほうがいいのではないかと思います。

なので、このレベルの大きな全体の枠組みを示すページにそういうものが必要だとは思わないですけれども、風景づくり計画の本編みたいなどころにはそういうものが入っていたほうが、自分の住んでいるところは「水と緑の風景軸」の中に入っているのだとか、あの建物は届出対象で協議やっているはずだよとか、そういうことが区民にも分かるのではないかと思います。

以上です。

○都市デザイン課長 3点頂きました。ありがとうございます。

太陽光パネルの基準について、これから新たに設けていきたいと思っております。事例の絵は戸建てで、東京都は戸建てについても太陽光の設置が義務化されますが、集合住宅についてもイメージしながら基準は考えたいと思っております。

特に集合住宅などへの屋上の太陽光パネルの設置については、建築基準法でも規模によっては、高さに算入されるということで、おそらく事業者のほうも

そこを踏まえて傾斜角はあまり角度を上げないように工夫してくるのかなと思ってございますけれども、おっしゃるとおり傾斜角がきつい場合ですと、対面側の住宅に反射する可能性もありますので、そういった傾斜角だったり、防眩タイプを推奨するとか、そういったところの記載を考えていければと思ってございます。

あと、大規模案件の際の事前調整会議のご提案です。この間、規模に関わらず協議は1回としておりますけれども、当然協議が終わった後にいろいろなご意見等を踏まえて、事業者さんがどう対応しているかというのは書面で頂いたりもしますので、そういった形で協議の仕方として、対面でまた行うのかというのは引き続き検討させていただきたいと思ってございます。

我々としても、見直し項目2-3で「大規模な建設行為等における誘導の充実を図ります」としてございますので、そういった仕組みは検討していきたいと思ってございます。

あと区民の方々にも、どのエリアでこういった建物が対象になるのか分かるようにというところは、今回の風景づくり計画の改定の趣旨でもある、区民にも分かりやすい計画にしていきたいという思いがありますので、表記方法については改めて区民の方々にもより分かりやすいような形態にしていきたいと思ってございます。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。○○委員、最後なのでご意見深く頂いておいて、今後の課題、今の3つ全部重要だと思うので、骨子（案）の後の素案、案を策定する際にもきっちり議論したほうがいい内容だったなと思いますので、どれも引き続きいろいろご検討ください。

特に最後の話も、今まで私が事務局と議論してきた中で、それぞれがどこを見ればいいのかというのは結構分かりにくいのではないかという議論もありました。それが実はホームページに示されているということで、それを本編の中でもちゃんとうまく分かるように伝えることが事業者にとっても、区民にとっても大事だというお話だったと多分思いますので、その辺またご検討をお願いします。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○○委員、よろしく申し上げます。

○委員 ありがとうございます。細かい点かもしれないですけども、3つあります。

1つ目、2つ目が2ページに関わることでですけども、「見直しの視点」とかその辺り、前回ない部分をつけ足していただいていたありがとうございます。大変分かりやすく整理して下さったなと思うのですけれども、これを見ると、もうちょっとつけ足したほうがいいのかなど思った点は、1つが今回公共施設のガイドラインについて触れているので、前段として世田谷区も公共施設の再編とか、小学校の統廃合とか、いろいろあつたりするので、それが今進んでいますみたいなことも触れておくといいのかなと思いました。それが1つ目です。

もう1つ目も2つ目の「社会の動向」とかに関わるのですけれども、風景とは何ぞやということに結局行き着いて、何でもかんでも風景というのもちょっと違うのかなとも思うのですけれども、最近の世田谷区の動向として、砧公園のインクルーシブ公園がありますね。ああいう新しい動きもあるので、それは多分公園の計画にも載っていると思うのですけれども、ああいったインクルーシブの視点みたいなものをもしかしたら入れてもいいのかなと思いましたというのが2つ目です。

最後、8ページ目の「多様な主体のイメージ」というところなので、いろいろ書いてくださっているのですけれども、私、保育園とか子どもの研究をしているので、ぜひ保育園とか幼稚園を入れてほしいと思いました。保育園さんも風景に関わる取組みをいろいろされていますので、ぜひ入れてほしいと思いました。

もっと言うと、今、福祉施設がすごく増えていますよね、子どもに限らずサービス付き高齢者住宅とか。社会福祉法人さんもいろいろ考えているところも多いので、そういう福祉的な主体さんも入れるといいのかなと思いました。

以上、3点です。お願いします。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。「主な課題」等について、区の公共施設、おっしゃるとおり耐用年数というか、築年数がもう50年、60年というところで、まさに区の学校施設が中心ですけども、建て替えの時期になってくると思っています。そういった中で、建て替えに合わせた風景づくりが

重要視されてくると思っていますので、主な課題になると思っています。

あと、インクルーシブ公園はユニバーサルデザインという視点もあるのかなと思っています。都市デザイン課は、ユニバーサルデザインも担当している部署ですので、そういった視点も大事だと思っています。「主な課題」「区の動向」といったところで少し追記ができればと思っています。ありがとうございます。

あと、先ほどの多様な主体との関係ということで、幼稚園、保育園等あるというご意見をいただきましたので、ここは大分書き込んでいろいろな主体が多いのですが、そちらについても少し工夫して書き込めればと思っています。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。今のも重要な視点のような気がします。

ほかはいかがでしょうか。○○委員、よろしくお願いします。

○委員 今まで申し上げなかったことで、私も最後になりますので申し上げたいことが1点あります。

それはどこに当たるのかな。「公共施設における風景づくり」という第7章に関連してくるのかもしれませんが、都市の最大の公共施設というのは道路です。道路というのは景観も含めて、全てのキーになっているわけです。その道路が、今や昔とは全く様変わりのような状況になっているということを申し上げたいのです。

それはどういうことかといいますと、端的にいいますと、今の商売のやり方と言ったら失礼ですが、B to C物流がこんなに全盛になって、一般家庭の手前の道路まで多様なモビリティが届け物を持ってきて、短時間停車したり、止めたり、通行したりということは、日本の道路のつくり方というか、住宅のつくり方が想定していないのですよ。

ところが、現状をしっかりと申し上げますと、今、いわゆる住宅地周りの道路は様々なものが通るのですよ。歩道から路側帯から含めてですよ。1つの原因は、電動アシスト自転車が普及したものですから、魔法の杖といいますか、非常に使い勝手がよくて、足弱な老人とか婦人がこれを利用して移動するわけです。

それから先に言うておきますが、これ以上に、今度は電動アシストの車椅子

が出始めています。そうすると、高齢者を中心とする500メートルを一気に歩けない足弱高齢者が、外出時にこういった電動アシスト車椅子を利用する、またはそれに類した三輪車的なものに乗るといった移動空間利用が発生するのです。それは道路なのです。その道路がはっきり言って狭い、凹凸が多い、それから電柱が何メートル置きに立っている。そういう状態になっていますので、新たな時代を迎えて道路の整備と申しますか、見直しと申しますか、そういったものが喫緊の課題だと思うのです。

こんな大演説をするつもりはないですが、したがってそういうところはこのどこに当たるのでしょうか。「公共施設における」というところなのかどうか分かりませんが、それを少し書き込んでおかないと、これだけB to C物流がどんどん増えてきますと、集合住宅であるマンションだって車寄せ場所をつくらないと、マンションへ物を持ってきてもそれこそ道路上に放置することになったり、停車することになったりということが発生しますので、風景そのものが大きく変わっていくし、また変えていかないと道路そのものの機能が果たせなくなってくるのではないかと思います。その辺のところをちょっと工夫して、書き込んでいただけるといいのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○都市整備政策部長 ○○委員、ありがとうございます。本当に世田谷区の道路行政の課題を、余すところなくご案内いただいたと思っております。

お話のとおり、確かに本来の都市計画的な考え方からいうと、例えば環八や甲州街道、246といった幹線道路から、またお聞きになったことがあるかもしれないが、例えば赤堤通りとか城山通りといった12～13メートル、15メートルぐらいの道路、そしてそこから各地先、一軒一軒のおたくのところに6メートルぐらいの道路網といった、先ほどB to Cのお話も出ましたけれども、地区集散機能が果たせるような道路計画というのが本来我々求めているところであります。

ただ、世田谷区のそういった道路の整備率はまだまだ低くて、本当に4メートル、6メートルといった道に様々な集配の車が集中したり、それと新しいモビリティとの、空間の取り合いというところが大きいですけれども、そういう状況が発生してしまっているのは事実だと思っております。

世田谷区としては、今どちらかというところの風景づくり計画ですと、例えば道路を整備するに当たって、あるいは道路を含めた開発をするに当たって、どういう景観をという視点では捉えていくと思っているのですけれども、別途「せたがや道づくりプラン」という道路関係の計画が存在しています。そちらについて、今、令和6年度、7年度の2か年をかけて改正していったら、その中には単純にネットワークをつくるというだけではなく、地域でのウォークブルなまちをつくっていただくか、あるいは新たなモビリティをどう受け入れるかといった視点を含めての点検を今始めているところですので、そちらの計画にらせていただいて、風景づくり計画のほうでどんな環境にしていけるかというのは事務局のほうでも検討していきたいと思っております。

青木課長、お願いします。

○都市デザイン課長 ご意見どうもありがとうございます。

まず、風景づくり計画の上位計画となる「都市整備方針」を区で作成してございます。こちらで、道路関係で風景づくりに関わる場所の記載がありますので読み上げさせていただきますと、「幹線道路や地区幹線道路において、視覚的にも連続する道路緑地や沿道緑地、バス停や休憩スペースでの緑化、沿道の街並みの統一や、電線類の地中化などにより、まちの骨格となる風景づくりを進めます」とあります。

風景づくり計画の中では、基本的に先ほどの建設行為の届出等は建物が中心になってございまして、道路の視点が実はなかったのです。先ほど〇〇委員におっしゃっていただいたように、記載することになると「公共施設における風景づくり」になります。区のほうでは、本来であればもっと早い段階で風景づくりの公共施設編となるガイドラインを策定するべきでしたけれども、まだ未策定で、これから策定していきたいと思っております。その中に建築物だけでなく道路、また公園も含めてガイドライン、指針となるようなものをこれからつくっていききたいと思っております。

ほかの区ですと、板橋区さんでは公共施設の景観ガイドラインというのが策定されてございまして、こういったものも参考にさせていただきながら、道路も重要な景観を構成する要素と考えてございまして、ぜひとも参考にさせて頂きたいと思っております。

ただ、道路は道路管理者ですとか交通管理者、警察等との関係もございませぬ。まずは安全性が大事かと思っておりますけれども、景観の視点もきちんと考えて取り入れていきたいと思っております。ありがとうございます。

- 委員 最後のところですが、道路の路面の起伏だとかでこぼこだとか、そういったものは今の道路管理者云々ということではなくて、基本的な道路を円滑な移動手段として使うという側面において整備・促進するのは大事なことはないですか。

例えば都市景観の関連から言っても、街路樹を整備する。私の大学の前に立派なイチョウ並木が育ちましたけれども、今やそのイチョウ並木の根本は根上がりと言いまして、根が上がってきまして歩道全体を浮き上がらせてしまっているわけです。そこに改めて平らにコンクリートを塗ったりしていますけれども、傾斜は解消できませんよね。自然物の根上がりによってでこぼこになっているわけですから。全て世の中はゲイン・アンド・ペインですから、街路樹を整備してよくなったと思えば、もう一方ではそういったマイナス面も出てくるわけです。

ですから簡単に行くとは思っていませんけれども、先ほど電動アシスト車椅子の例も出しましたけれども、これから身体障害者の方も含めて、フラットな移動空間、地帯の確保は大事なことだと思っております。

あまり大げさに道路全体のとことかということではなくて、道路のフラット化ということはきちんとどこかがやらないと、結局いわゆるダークサイドみたいなことで、放っておかれてしまうことになりかねないと思っておりますので改めて申し上げます。

- 委員長 ありがとうございます。具体的には7章の2の「風景づくりのガイドライン（公共施設編）」のところを検討することになるのですが、最終的には、ここが行政の難しいところで、道路が多分主管をしているので、道路の方々と連携しながらやり取りするのも大事だと思いますので、ちゃんとやり取りしてうまくここにも反映させていくということと、そういう意味では風景、景観はお化粧ではなくて、実際いろいろなものが起きていることがその場所に現れるということなので、こちら側から逆に投げかけていくことがあってもいいと思っております。そういうことも含めて、少しご検討いただきたいとい

うことかなと思います。

あともうちょっと広い面でいうと、今の話というのは、今までの景観とかのコントロールは本当に静的といいますか、施設とか物とかをやるということだったのですけれども、これから活動とかも含めて景観、風景に入れていきましようということは、そういう動くものがたくさんそこに要素としてなり得るといことだと思うので、その辺りどうしていくかという考え方みたいなものは少し検討する必要があるかなと。

デジタルサイネージとかもしかりですけれども、短い時間で変化してしまうものというのが実はたくさんあり得るといったときに、これは今まで対象外だったかもしれないですけれども、どう考えるかという考え方を少し検討していく必要があるかなと思います。ありがとうございました。

では、〇〇委員、よろしく申し上げます。

○委員 今回の骨子の取りまとめの大枠では、項目などできるだけいろいろ見たのですが、良くはできているかなと思います。

気になった点を幾つか申し上げたいと思いますけれども、まず5ページ目の見直し項目2-1の「これからの風景づくりに求められる新たな視点をとり入れた考え方」というところで、ここで新しい言葉をどういうふうにして取り込んでいくかというのはもっともかなと思っておりますけれども、今、実は「グリーンインフラ」という言葉1つとっても、ちょうど国土交通省でも同じような言葉の定義みたいな話の会議があります。これ以外にも「ネイチャー・ベースド・ソリューション」とか、「ネイチャーポジティブ」とか、「E c o - D R R」とか、生態系を生かした防災・減災みたいな話なのですけれども、同じ緑でもいろいろな考え方があります。直輸入で入ってくるものは片仮名になってくるわけで、訳せないものはそのまま使われているので、いろいろな緑関係、グリーン関係の文言ですら今洪水のようにあふれているわけです。

なので、ここで多分特出しして「生物多様性」「ウォークブル」「防災・減災」みたいな括りも、もちろんいいと思っておりますけれども、世田谷区としてこれをどういうふう咀嚼して風景づくりに取り入れますよとしないと、何となくこういう考え方があります、こういう考え方がありますということだとどまってしまうと思えました。この概念観の関係みたいなものは整理が結構難しいとは

思うのですけれども、世田谷区としてこういうことを大切にしていける概念ですよということを更新のたびに、国の場合は2～3年に1回やっていますけれども、この考え方をもう少し分かりやすく整理していくことが大事かなと思います。

ちょっと気になったのは、この中にウェルビーイングの話とか、心とか体とか社会の健康みたいな話が一切入ってなくて、先ほどインクルーシブというお話ありましたけれども、結構まちの中でそういう概念も大事になると思いますので、そこをもう少し広く捉えていただいて、分かりやすく説明していただくと良いのかなと思います。その中でコラムもありかなと思いましたけれども、ここは改定の中で必ずやるべきことかなと思いましたので、それが1点目です。

2つ目ですけれども、8ページ目の「風景づくりの基本的な考え方」、見直し項目1-2と2-1の3番になります。「風景づくりの方向性」の中で「歴史・文化」というのがあります。「歴史・文化」というものが、世田谷で今回の風景の計画も新しい風景をつくっていくということに対してはわりと整っていると思うのですけれども、今ある風景資産をどうやって守っていくのかとか、どうやって次につなげていくかみたいなことで言うと、既にある風景とか、そこに存在する時間をかけて醸成されたものをどうやって守っていくのかというところがすごく大事かなと思っています。

ちょうど私、一昨日〇〇市の会議だったのでちょっと引きずられている部分もあると思うのですけれども、〇〇も50年以上経過している住宅、邸宅みたいなものとか、一連の別荘地群とか、海岸周りみたいなものも、少しそういうものとしてこれから位置づけていこうとしています。鎌倉時代とか室町時代とかの文化財だけではなくて、もう少しそこにある住宅ということを考えてときに、世田谷はそういった公共施設だとか、住宅とか、民間の施設の中でも地味かもしれませんが、文化財までは行かないけれども、大切な風景はあると思うのです。それが風景資産の中におおよそ含まれているものもあると思うのですけれども、もう少し小さいものとか、そういうものを特出しして残るように、少なくともそれが認識されるようにしておかないと、この風景が少し薄いものになってしまうかなと思いました。時間の概念をもう少し入れたほうがいいかなと思ったのが2つ目です。

3つ目は11ページ「風景づくりの推進体制」ということですが、これと13ページ目の体系図をセットにコメントしたいと思います。この図で見せていただいている連携図はもっともだと思うのですが、多分庁内の連携体制であって、これをどういうふうにして区全体で、区民と事業者とか、様々な主体と関わりながら進めていくかという図がもう1つ必要なのか、もう少しこれを考えていったほうがいいかなと思います。

あと区の中で、多分ほかの計画の後ろに書かれるのかもしれませんが、たくさんの計画、ガイドラインがございます。ですので、そちらもそれぞれがどう関係していくのか。先ほど風景計画の位置づけみたいなものが別の図でありましたけれども、そこを分かりやすく示していくことが大事かなと思います。

この13ページの体系図が多分一番分かりやすく、全体像が伝わるかなと思ったのですが、第2章の風景特性のところは多分たくさん地図があったほうがいいかなと思っています。地形図とか水系図とか住宅地の地図とか、巻末にたくさん入っているのですが、区民が見ても、誰が見ても分かる地図情報みたいなものと、あとはこの風景の始まりのところですかね。世田谷全体を俯瞰したときの鳥観図みたいなものができるかどうか分かりませんが、風景全体を見たときに、トラストまちづくりが世田谷全図みたいなものをイラストで作って販売していて、すばらしい図があります。何かそういう区民とか誰が見ても分かるような世田谷の風景を全体で捉えると、風景資産の地図をもうちょっと立体化するみたいなものかもしれませんけども、そういうものがあるとよりいろいろな人に使われやすいものになるのかなと思いました。

あとはそれを実現していくという意味で、様々な制度がありますね。小さな森とか、市民緑地とか、3軒のガーデニングとか、ひとつぼみどりとか、すごくたくさんあるのですが、それはガイドラインとしてこれから書いていくものなのか、特出的にそういう様々な助成制度がありますよみたいなことも書いたほうがいいのかと思います。

今週ちょうど世田谷トラストまちづくりとかが主体になった、〇〇市と世田谷区を中心とした小さい雨庭の取組みが国土交通大臣賞受賞になりました。

これは具体的な空間だけではなくてその取組み、まさに風景資産みたいな取組みが国土交通大臣賞を取りました。グリーンインフラで、世田谷で大分いろいろ私も議論に参加しているのですけれども、そういう全てが一体となった小さいスケールの風景づくりみたいなものはコラムとかに入れるとしても、すごくタイムリーかなと思いましたので、もしスペースがあればぜひそれも宣伝していただけるといいなと思います。

なので、都市デザイン課だけで全部持とうとしないで、世田谷区でやられているいろいろな課の取組みももっともっと広く紹介するような形でやっていかないと、裾野が広がらないのではないかと思います。そこが気になりました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。ちょっと多岐にわたりますけれども。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。

見直しの視点の2-1では、生物多様性、ウォークブルという言葉だけになっていますけれども、計画をまとめるに当たりましては、ここでも少し書いていますが、コラム等で分かりやすく具体的に示したいと思ってございます。ウェルビーイング等も、ハード的などころではなくそういったソフト面的なところも少し書き込めれば良いと思ってございます。ありがとうございます。

それと方向性のところで、風景づくりの方向性、区としても風景づくりを守り育てていきたいと思っております。開発に伴って変わっていくところもありますけれども、なるべく既存のところも守っていきたいというのがございます。「風景づくり計画」の関連資料の10ページに、歴史的資産基準として、歴史的な建造物の紹介をさせていただいていますので、区民の方々にも、こういった建物があることがより分かるようにしていきたいと思ってございます。

あと、推進体制のところです。今回骨子(案)ということで、11ページに載っている図が「庁内関係部署との連携」のみになっていますけれども、いろいろな部署との連携によって風景づくりを進めていくという項目になりますので、素案ではもう少し幅広く関係性が分かるようにしていきたいと思っています。あと庁内の各所管課で取り組まれているものが風景と関連しているところも、こちらに示せればと思ってございます。

区全体の全図のようなところは、「風景づくり計画」の後ろに別刷で資源図というマップがありますので、そういったところで少し工夫して示せば良いかと思っております。

あと、様々な区の支援制度につきましては、第4章の「区民主体の風景づくり」の「区民主体の風景づくりの推進」のところで、様々な区の支援制度が紹介できればと思っております。

その他、もし何か補足があれば、係長お願いします。

○事務局 「歴史・文化」をどう守っていくかというところについては、建設行為が近くであるときの基準を先ほど課長からご紹介したこともありますし、例えば景観重要建造物の仕組みですとか、あと区の指定文化財とか、そういったところとも連携しているのですけれども、そういった動きがあるときに庁内の中では連携して進めているということはありません。

最初の考え方のところは、現行計画の3-4にも「歴史・文化」のところで、どう守り活かしていくかというところについては考え方が書いてあるのですけれども、今、〇〇委員から頂いた話を受けて、歴史・文化をどう守っていくかというところがぼつん、ぼつん、ぼつんと入っているのですけれども、つながって見えていないところもあります。区民の皆さんが活動して守っているところもあれば、区が活動して守っているとか、様々な制度を使って守っているところもありますので、そのところが素案では見えるように工夫できればいいかと、今日、頂きまして考えました。

○委員 多分、この骨子より先の話だと思うのですけれども、そういう取組みが、例えば「小さな森」とただ看板つけて、1年に1回ぐらい公開するだけですが、それが認知されるというか、みんなにそれが共有の資産だという認知と、あと住んでいる方のプライドにつながるということで、今は住宅中心ですが、例えば大学のキャンパスとか、高校とか、新しいものを拾ってあげば、いい取組みは結構いっぱいあるのかなと思います。紙では難しくても、そういうものがもう少しデジタル地図上にあっても見られるとか、プライドというか、参加を増やすためには、バッチなのか分からないのですけれども、そういう仕組みがもう少しあってもいい。仕組みとなると、それは多分数としては増減するかもしれませんが、もうちょっとそういう軽めのものも何か

運用の中で考えていけるといいかなといつも思っています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。9章とかでいろいろな推進体制をやるときに、今までもご意見が出ていると思うのですけれども、ほかのところとのリンクというか、ほかの部局やいろいろなところとあるのだよということなので、今よりいろいろな制度とかを、この風景づくり、都市デザインだけでなく、ほかのところとどう組み合わせて考えたら具体的に助成できるかというのを並べて示す必要があると思います。ただ、後ろに資料で並んでいますという見ないので。ちゃんとその手前にリンクを貼るとするか、そういういろいろな仕組みがありますよというのを例えば一目できる図とか、何かないと、後ろに載っていても多分見ないので、そこのリンクを貼るのがすごく大事だと思います。全部共通するのですけれども、さっきのイメージの資源図も後ろに載っていても見ないので、ちゃんと見える位置で示すというのが大事だと思います。

あと、歴史・文化もすごく重要で、確かにおっしゃるとおり、何となくその辺がちょっと奥に入ってしまったなという感じがあるので、守り育てるところをどうするかというのは、もう少し上の次元でちゃんと大事にしていますよというのが示せる構成になっていたほうが良いと思います。

例えば今、私は〇〇にいますけれども、ちょっと手前味噌ですけれども、〇〇は歴史のいろいろなことを、教育委員会ではなくて都市デザイン室がやっているのですね。都市デザインを構成する要素の中で歴史はすごく大事ですとアピールしていて、〇〇市は歴史的認定建造物という独自の制度も持っていて、景観重要建造物も持っているし、文化財も持っている。これを全部組み合わせでやっているのです、そういう意味でも世田谷区としてこの風景の中で歴史・文化をどう捉え、世田谷区のほうが生活に基づいて、もうちょっとワイドですね。そういったところをどういうふうに大切にしていくかということ、考え方だけでもいいから少しアピールしたほうが良いのではないかと思います。ちょっとそこもご検討ください。ありがとうございます。

申し訳ないですけれども、お一人ずつ行きますか。〇〇委員、よろしく願います。

○委員 今回、第4章でも「区民主体の風景づくり」ということを前面に押し出

しているわけですがけれども、実際2ページの(2)「主な課題」で、①「区民の『風景』への関心は高いが、取組みへの参加は少ない」ということで、関心はあるけれども、なぜ参加が少ないと考えておられますかということがまず質問です。

それと絡んで、②「活動の担い手の減少」ということで、後継者の不在というか、新しく活動する人たちが育ってないということになってくると思うので、恐らくこの辺りをしっかりやらないと絵に描いた餅になってしまうといえますか、私個人、区民として関心すごくありますが、いきなり活動ということになると、ものすごくハードルが上がってしまって、その辺りをどうやって活動につなげていくことができるかというプロセスがすごく重要になると、忙しい若い人たちが気軽に参加できて、今後担い手になりたいと思える仕組みだったり、気軽にSNSとか、そういった今の情報ツールを使って参加できるような仕組みを考えていかないと、永遠に後継者は育たないかなと。

今まで担ってきた人、時代も変わっていますし、やり方も変わるし、それをやっていないと区民主体の風景づくりは育っていかないのではないかと個人的には思ったので、その質問の答えを教えてくださいたいです。

○委員長 いかがでしょうか。

○都市整備政策部長 ○○委員、ありがとうございます。2ページの「担い手の減少」というワードは、「何々の担い手の減少」というのは区政全ての分野で言われています。そちらについてはこれから考える部分もあると思うのですがけれども、95%は関心があって、でも、参加したことがある人は11%というのをどう見るかというところは、庁内の検討でも結構割れているところはあります。

例えばいろいろな区のやっている取組みで、「何かに参加したことがある」というのが1割、10%というのは、それはそれすごい数字ではあるのです。多くの場合、緑関係とかもそうですけれども、本当に数%の方がちょっと関係していたぐらいのことでも、逆に「10%も参加しているなんて、どうやったのですか」と庁内から質問されるケースもあります。ただ、もっと裾野を広げるという意味で、この数字に満足する必要はないと思っています。

今、事務局でも考えているのは、まず周知はこれまでやっているところでは

あるのですが、ハードルを下げるとするのは1つあり得るのかなと。「参加したことがある」というのが何をイメージしているかというのは、恐らくアンケートに答えた方の一人一人は随分違うのだと思っています。この地域風景資産を守るために、例えば月に1回集まって掃除をしたりとか、何か積極的なものもあれば、自分の家の前の掃除をしたりとか、ポットを置いたりとか、そういったことも地域の風景の向上につながっているというところもあると思います。まちに対する少しの配慮が、その地域の風景にいい効果があるのですよというところも知っていただく。ハードルを下げたって、本当に小さなことから関心を持っていただくという流れが大事ではないかと、今、事務局でも考え始めているところです。正直、この10%をどう捉えるかというのは、とても悩ましく思っています。

○都市デザイン課長 今回のアンケートでは、理由までは回答を求めていますので、実際どういった理由で参加したことがないのかというのは把握できておりませんが、ほかのアンケートでは世田谷区の風景づくりの取組みとして、計画策定ですとか地域風景資産といったものがあるのですけれども、「そういった取組みを知っていますか」という質問の中で、「知っている取組みはない」と答えた方が53%です。

ただ、逆を言うと何かしら風景づくりの区の取組みをご存じの方が約46%いらっしゃるということになりますので、そういった方々をうまく参加に導き出せるように、気軽に参加できるような仕組みというところを、都市デザイン課でこういうイベントを開催するのはどうしても限りがありますけれども、いろいろな地域の方々の取組みを情報発信していきたいと思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。私も前から11%もいるというのは、10万人弱もやっている人がいるというのはすごいではないかと思っていましてということもあるので。もちろん、ここではさらに広げたいからちょっとネガティブ側に書いているのですけれども、ポジティブな面もあると思うので、ぜひ4章とかで取組みをたくさん紹介してあげればいいのかと思います。こんな活動、こんな活動をやっているよというのをぜひまず示していただくのが大事かなと。

あともう1つは、関心と参加の間にグラデーションがたくさんあるはずなので、「風景づくりに参加してください」と言われても、普通はいきなり参加できないです。自分がそれに関わる対象がないとできないし、自分の意見を言うぐらいはできると思いますけれども、それこそ、例えば東京2020オリンピックの際に、馬事公苑界わいで3万円以上の寄付を行うと蹄鉄を埋め込んだブロックに名前入れる取組みのように、何百人でお金みんな払っているわけで、ファンド的に応援するとか、そういう人たちはすごい大事だと思うのです。

だから何でも参加という強い参加だけではなくて、弱い応援も含めた参加の仕方とか、やっている活動をみんなで「それはすごいいいことだね」と言ってやるのと、「何やっているのですか」と言ってやるのとでは、参加する側だって全然違うと思うので、そのグラデーションのところというか、間もすごく大切にできるといいのではないかと思いますので、その辺り、「全然やらないので、どんどんやりなよ」と言うより、もうちょっと広く風景活動に関わるような在り方にするというのが大事かなと思いましたので、その辺もご検討ください。

○事務局 ちょっとだけ追加してもいいですか。実はこのところ内部でも議論してしまして、活動に参加してくださいというと、立派なすごく一生懸命やっている活動に参加するみたいな形だとハードルが上がってしまうのですが、先ほどちょっと部長からも話がありましたけれども、個人で家の前を少し掃除するとか、昨日も話があったのですが、自転車をきれいに止めるとか、そういったものも実は風景づくりなのですよというところをもっと区民の皆さんに知っていただいて、自分事なのだなというのを分かっていたくことが大事だと思っています。

今度の2月にやろうと思っているイベントではそういったところ、あれもこれも風景づくりなのですよというテーマでしていこうかと考えております。なので、自分が普段やっていることも実は風景づくりだった、それが風景づくりの参加だということであれば、理想ですけれども100%みんなが実は風景づくりしているのですよ、みたいなところを目標として、皆さんに風景づくりが身近なものだということを周知していきたいと今考えているところです。

○委員長 多分2つあって、1つそれも大事なのでやっていただきたいのですが、けれども、本当に風景づくり活動というか、今、例えば地域風景資産とかで人が足りないのは、多分それをやるだけでは増えないのですね。でも、間接的には増えるのでそれも大切にすることですけれども、他者との関わりに関する何かワンアクション要ると思うので、そういう意味で、さっきの例えばお金とか応援とか、他者に向かって、他者というか、自分以外の周りの環境に対しても何か少し気持ちが入る誘導も大事だと思います。

ただ、それがいきなり参加せよだと無理なので、もっと手前のところで関わる関わり代をどうやってつくれるかというのが大事だと思うので、それも考えてみてください。

副委員長、よろしくをお願いします。

○副委員長 皆様のご意見ごもっともだなと思いながら伺っていました。

私も区民の方に分かりやすくというところで、以前よりも資料として分かりやすくなったというところはあるのですが、情報量も多いですし、先ほどもホームページにあってもどこを見ていいのかという問題があったりとか、あと関わりたいと思っても、今ちょうどお話出ていたようにどこからというところ。たまたま目の前で何かやっていたら一緒にという気持ちもあったりします。先ほど〇〇委員からもあった小さな森とか、住宅をとというのは、住宅街が面積的には一番大きいので、どうやってうちを保存したらいいのかとか、地域と関わったらいいのかというところで、トラストのような組織も世田谷らしい組織だと思いますので、連携しているところをもっとアピールできるといいなというのが一番思っていたところです。

もう一方で、商店街もたくさんあるというのも世田谷区の特徴かなと思っていて、そこでの線的な景観というところでは、街路灯とかフラッグとか、今クリスマスで皆さんいろいろな装飾があったりとかいうものにぎわいと言える部分と、ちょっと装飾過多だったり、あるいは街路灯も老朽化しているけれども、商店街が廃れているので撤去のお金が出せないみたいなことを聞いたこともありますので、そういったところ、何か支援制度があるのかもしれないですが、景観の1つ、風景の1つとしてもにぎわいだけではなくて、ちょっと注意できるといいのかなという部分。

あと、先ほどの道路問題につながるところですが、駅前等の違法駐輪で、駐輪自体も景観を損ねていますけれども、「ここに置いては駄目だよ」というのが、三軒茶屋も100以上禁止の看板というか、物も置いてあるというところ、そこもマイナスの風景にはなりますけれども、ウォークアブルにしていけばそういった問題解決できるというのがつながるとは思いますが、そういった看板も世田谷らしく、何かウイットに富んだような看板、たばこの禁止もそうですし、犬の散歩のときのマナーの啓発みたいなのも本当に至るところで見ていて、気持ちのいい緑道で草花をめでたいのに、そういった看板のほうが目に入ってしまうということもあるので、それは屋外広告とはまた違うことかなと思うのですが、そういった小さなものも「風景づくりしている区なのだ」「住んでいるまちは風景大切にしているよ」というところで、何か促せるようなものがあつたら。骨子からは逸れてしまうかもしれませんが、そこも日々気になっていた景色だなと思いました。

あともう1点、東京都のほうで夜間景観の話がちらっと説明であったと思うのですが、夜間景観というところは住宅街なのでそんなにもあるかもしれないですけれども、大規模開発であれば照明計画とか、二子玉川もされています。例えば今の季節ですと、皆さんイルミネーションを住宅でも飾られたりとか、私はプラスに捉えていますけれども、そういったところどこかに記載があるのか、そこは自由にやってくださいということなのか、風景としてちょっと気になった点です。

以上です。

- 都市整備政策部長　たくさん頂きまして、1個だけ。注意看板のお話ですけれども、私自身、本当に公園や緑の関係の仕事はずっと長くやってきているので、よくテレビでも「公園は禁止事項ばかりで、何ができるんだ」というようなお叱りを受けることもたくさんあります。

いっとき普通の看板ですと黒字で書いて、禁止は赤で大きくしたりとか、そういったものがあまりにも厳しいのではないかというので、私は、なるべく景観になじむようなブロンズ色をベースに、茶色を入れた黒で「何々はしないでください」というのを作って1回設置したこともあります。ただ、目立たないというお叱りも若干。その行為が気になる方にとっては、もっとはっきりとそ

れをやる人を咎めてくれという気持ちがとても強いというのと、ただ確かにそれをバーンとやってしまうと、せっかくの公園の景色とかそういったものが殺伐としたものになってしまうというところの本当の間の取り合いというのは難しいと思っています。

確かにせっかく自転車が、景観、風景を目指すのに違法駐輪自体はなくなったのに、そこに何かけばけばしい注意看板だけが引き続き残っているというのも景観的にはどうかと思いますので、所管とも相談はしてみたいと思っています。何か本当にいい見せ方、いい注意の仕方がもっとあるといいなと、正直思っているところです。

○都市デザイン課長 幾つかご意見を頂きました。商店街のにぎわいというところですが、今、区の中でも商店街はたくさんありまして、商店街の活性化が所管課でも課題になっているところがございます。過去には、世田谷区でもショッピングプロムナードという整備事業があり、商店街の方々と連携しながら舗装の素材や、街灯をどうするか検討し整備を行ってききましたが、その後の維持管理に係る費用などが課題になっていることを聞いております。

商店街の活性化については、商店街が人のにぎわいの空間として、風景づくりの計画の中でも「にぎわいの創出」のところで紹介していますので、所管課と連携して取り組んでいけるところがあれば進めていきたいと思っています。

あと東京都の景観計画では、夜間景観についての記載があります。区のほうでも、風景づくり計画の中では既に外構計画の配慮事項という形で書いてございます。「住宅地では夜間の風景の落ち着きがあるものとするため、過度な照明とならないよう配慮する」と記載されています。駅前などありますけれども、特にそういった場所でのイルミネーションとか装飾をイメージするものを対象とすることは今のところ考えてございません。ただ、今後デジタルサイネージが普及していく中で、夜の遅い時間帯ですと近隣への影響などがあるかと思っていますので、そういった視点で何か付け加えることがあれば少し書きたいと思っています。

あと看板の注意喚起につきましては、頂いたご意見を所管課のほうにも、こんな意見ありましたということを申し伝えたいと思っています。ありが

とうございます。

○委員長 ありがとうございます。どれも皆さんのご意見、全部重要だったと思います。今回、骨子（案）なので、これから素案をつくるという段階だと思いますので、大きな方向性を今出しているということで、具体的なところはぜひ今のご意見を検討いただいて、進めていただければと思います。

そろそろ時間も来ていますので、皆さん大体よろしいでしょうか。

○委員 1つだけ質問いいですか。質問というか、確認です。

何かで読んだのですけれども、千歳烏山駅の再整備というのを今計画されているのですよね。京王線で有名な、開かずの踏切の千歳烏山駅。あれをなくすためにどうするか知りませんが、直すというのをどこかで見たのですけれども。それは、当局のほうではメンバーになってやっておられるのですか。

○事務局 やっています。関わっています。

○委員 それなら結構でございます。

なぜそういうこと言うかといいますと、京王線でも小田急線でも大体そうですけれども、小田急の成城の駅を直すときにいろいろあったのですけれども、鉄道は今のを直そうとしたら必ず下に行くか、上に行くしかないですから。上に行けば、はっきり言って上部空間の毀損。地下へ行けば地下へ行ったで、水の問題やいろいろ出てくる。必ずどちらか、上か下かしかないわけですから、それだけ申し上げて。

○委員長 ありがとうございます。大体ご意見いただいたということで、私のほうからも少しコメントさせていただければと思います。

3点ぐらいあるのですけれども、1点は今回体系図を新しくつくっていただきまして、最後の13ページ目ですね。これで全体像が以前より分かりやすくはなってきたと思うのですけれども、これはどちらかという目次に近い状態で、先ほど〇〇委員からもありましたけれども、全体で風景づくりの計画をどういうイメージをしながらやっているのかというのが一目で分かる図とか、まだ骨子のときはいいので、素案、案にしていく段階にあると全体が見やすいと思います。

以前、事前のやり取りの中で緑ですか、生態系ですか、そちらのほうでやっ

ているイメージ図もありまして、緑系はどの冊子見てもそういうのが大体入ってまして、その辺進んでいるなというのがありますので、世田谷らしく、その辺が見えるような形をぜひ考えていただきたいと思います。

あと、1章の4番で「風景づくりのあゆみ」というのがあり、ここに年表風に何をしたかが淡々と書いてあるのですけれども、ぜひここを充実させていただきたいと思います。今までどのような形でここまでたどり着いたのかというのをしっかり書いていただきたいと思います。

そういう意味で、いろいろな苦労や工夫を重ねながらここまでやってきているところあると思いますので、それまでどのような形でやってきたかというのを、単に事実がこうありただけではなくて、そのときどういうことを考えてそれぞれやってきたのかというのを少し充実させていただきたいと思います。

そういう意味で見ると、今の最後のご意見にも近いところあるのですけれども、あまりこういうところに出てこないのですけれども、例えば本当に鉄道駅前とか世田谷の駅は、先駆的にちゃんと駅前をよくしてきたまちだと思います。用賀にしろ、三茶にしろ、何にしろ、小田急線も駅を降りて「これやばいな」とならないみたいになっているのは、すごく今までいろいろなことをやってきたのだけれども、そういうのがどこか見たら分かるかという、あまり分からないという気がしますので、これまで重ねてきたことをちゃんと見せることも大事なかなと思いますので、その辺りの工夫もぜひお願いしたいと思うというのが1点目です。

2点目に、今度、3章が「理念・方向性」を書いていると思うのですけれども、「風景づくりの方向性」は書かれていますけれども、これも前から言っているのですけれども、風景づくり計画というか、世田谷区としてこういう計画でやっていくことに対する方向性も少し見えるといいと思っているのです。

例えて言うと、また事前にやり取りさせていただいたのですけれども、世田谷区は個性とかを活かした地域の風景をやっていて、地域特性のところにも各総合支所別というか、5地域で書いてあるのに、計画には5地域全然出てこないですよと議論をしたのです。でも、それは理由があってそうしているのと後で伺って一応納得しているのですけれども、例えばもっと小さな風景とい

うか、自分の目の前にあったりするその周辺とかを考えながら風景づくりをするということなので、あまりその5つで分けてもそんなに住宅地で差がないし、そこでやるよりは、もうちょっとそれぞれの場所に合った風景づくりを考えましょうと言っているという話を聞いて納得したのですけれども、どこを見たらそれが分かるのかなというのが分からないという状況に多分なっています。そういう考え方を、どう考えて風景を捉えているのかというのをぜひ書いていただきたいと思っています。

それが多分もう1つ、3個目の話に近づくのですけれども、風景特性基準が後で出てくるのですけれども、それに反映されていると理解したのだけでも、全然分からないのです。例えば風景特性基準が5章の2の奥の奥のほうに書いてあるのですけれども、そういうものをやっているのですけれども、それに対する説明がないので、何でそういうことをやっているのかが全然示されていないから、答えしか分からない。どうしてそういうことをやらなければいけないのか説明されていないので、それをぜひつなぐように説明してほしいと思うので、その意味でこの考え方をぜひ示してほしいと思います。

3つ目がそれに類するのですけれども、今の話にも関連するのですけれども、理念と手段というか、具体的にどういうことをすればよいのかということ。みんな一番知りたいのは、例えば自分の場所が何区域ですかとか、自分の家が古民家だったときに、いざこれを守るとしたら何すればいいのですかとか、具体的に何をすればいいか一番知りたくて、活動しましょうとかも大事ですけれども、いざどうすればいいかというのは知りたいことでもあると思います。その辺をちゃんとつなぐようにしていただきたい。今の考え方に基づいて具体的に考えると、ここの何章のこの辺のこういうことをやればいいのだよというのが分かるようにできるといいなと思います。

例えば本当に一個一個守ろうとしたら、さっきの景観重要建造物とかがあるけれども、世田谷区さんの場合はゼロ件ですね。だけれども、そういうのは用意されているわけだから、もしそれに本当に類するのであれば、そここのところを見てこうすればいいよとか、具体的に言っている理念と、それにまつわる具体的な中身が何なのかというのがつながらないと実際のアクションにつながらないので、そこも考えていただきたいと思います。

そういう意味では、例えばですけれども、世田谷区の風景づくりに一番ご尽力いただいているのは風景デザイナーの方々ではないかと思うのですが、出てこないとか、出てくるのですけれども、出てき方がただ書いてあるだけであって、でも骨格ですよというか、この仕組みの中で一番重要な役割をしているにもかかわらず、それはあまり書かれていないというか、見える形で示されていない。

あと、あるいは今日こういうものもあるのだと驚いたのですけれども、「北沢デザインガイド」とかが風景づくりとどういう関係にあるのか分からなかったのですけれども、真面目に考えてしまうと難しいかもしれないですけれども、リンクしていますというか、それも簡単に位置づけられる仕組みとかあるといいなと思うのですけれども、やっている内容はまさに風景づくりそのものであるにもかかわらず、このラインには乗ってこないみたいなものとかがたくさんあるなという気がしています。

つまり、世田谷区はたくさんの方々のことをやっているにもかかわらず、それが風景づくりの体系の中に位置づいていないというのが非常にもったいないと思います。さっきの外出しリンクも全然ありだと思うので、これだけ風景づくりに関わるものがたくさんある、すごく豊潤なことをやって、そういう目で見たらまさにみんな参加していますよということになるような見せ方というか、在り方をぜひ考えていただきたいと思います。

ということで、お願いも込めてコメントさせていただきました。

では、そろそろお時間が来ましたので、頂いたご意見を踏まえて少しまた微修正するところあるとは思いますが、それに基づいて一応改定骨子(案)としては概ねこういう方向でさせていただきたいと思います。それを基に、また意見聴取をします。区民の方々のご意見も伺って、またそこは修正していくことになるので、その形でお認めいただければと思います。よろしくお願ひします。

では、一応これで、議題としては以上ということになります。

事務局から連絡事項のほう、よろしくお願ひします。

○都市デザイン課長 委員長、副委員長をはじめ、委員の皆様、本日はどうもありがとうございます。

本日頂いたご意見につきましては、骨子（案）から素案にかけて反映していきたいと思っておりますし、また骨子（案）のところで少し修正できるのであれば修正していきたいと思っております。

会の初めにお話しさせていただきましたとおり、第12期の風景づくり委員会は本日が最後の委員会となります。

冒頭でもお話しさせていただきましたけれども、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の3名が今期までとなっております。〇〇委員におかれましては、5期10年委員としてお務めいただきました。〇〇委員、〇〇委員におかれましては公募による区民委員として、それぞれ1期2年間お務めいただきました。どうもありがとうございます。そのほか4名の委員におかれましては来期もご再任いただく予定としてございますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員より、お一言ずつご挨拶いただければと思います。

まず、〇〇委員からお願いいたします。

〇委員 〇〇です。私がこの委員会の委員を仰せつかったのは、ちょうど今の「風景づくり計画」の改定計画が動き始めた年でした。10年間となるのですけれども、それ以前にも世田谷は風景づくりの長い独自の歴史があるのですけれども、実はそれまで風景デザイナーにも風景づくりの委員会にも色彩の専門家はいなくて、そういう意味では、自分の分野を背負って意義のある活動をしようという意気込みで10年間活動してまいりました。特に前半の5年間はコロナの影響もなかったもので、広告物のガイドラインですとか、換気塔のデザインコンクールですとか、いろいろ活動させていただく出番があったのですけれども、後半コロナの影響が大きくて、ほとんど出番がなくなってしまったのがとても心残りではあります。

この間お手伝いをしてきて感じるのは、世田谷区はとても独自性があるのと、社会の様々な課題がいち早く顕在化してしまうというところがあって、他都市の事例というのがぴったりフィットして参考になるというのがあまりなくて、委員としての立場もありますけれども、コンサルタントの立場としても、いろいろなことの見識を深めながら、新しいオリジナリティーのあることを

考えてお付き合いしていかなければいけないという難しい委員会だったと思います。この状況というのはこれからも続くと思いますので、この後継続される先生方あるいはコンサルさんもしっかりと世田谷のオリジナリティー、あるいは歴史を踏まえて頑張っていたいただければと思います。

10年間大変お世話になりました、ありがとうございます。(拍手)

○委員 この2年間どうもありがとうございました。あまりお役に立てませんでしたが、私自身、風景とは一体どういうことなのだろうとずっと考えてきたのですけれども、人の営みが社会とか自然に対して深く関わって、そこから生み出されるものなのかなということと、風景づくりというのは、簡単に一言で言うてしまうと、人がよりよく暮らすための生き生きした場所をつくることなのかなと、個人的には感じました。

大体未来を見据えたプラスの風景づくりが主眼となって、主にこれまで議論してきましたけれども、〇〇委員がずっと言い続けていた、今あるマイナスの風景を今後どうしていくのかということも非常に大切な風景づくりであると考えております。両輪でやっていかないと、世田谷区のよい風景は生まれてこないだろうと考えました。

そこでお願いしたいのは、ここの計画の体系図にも書いてあるように、一番大切なのは「風景づくりの推進体制」で、これが土台となって、この土台がしっかりしてないとこの計画自体が崩れてきてしまいます。

私も区民の1人として、今後自分ができる小さな風景づくりから参加していきたいと思いますので、ぜひ今後も世田谷区のために頑張っていたいただければと思います。2年間どうもありがとうございました。(拍手)

○委員 この委員会に2年間区民委員として出席させていただきましたけれども、風景づくりという非常にユーティリティーな委員会でもありますので、タイムリーな事象に関連して、オーバーツーリズムに関してどうか、防災・減災、事前復興を通してこれから住み心地のいいアメニティー世田谷の増進に向けて発言したつもりでおります。

常々、世の中のことは全てゲイン・アンド・ペインで、いいこともあれば、またその裏で悪いことも出てきたりということがあっておりますけれども、この10年余りの日本を取り巻く環境の大変化というのは、本当に大変

な変化をしていると思っています。温帯モンスーンと言われる気象から、今や亜熱帯と言ってもいいくらいの気象条件にさま変わりしてきております。今や北海道沖の海に潜ってみますと、サンゴ礁が群生しています。それぐらい環境が変わってしまったと思います。

したがいまして、1960年代から都市化がずっと進んできたこの世田谷区におきまして、交通インフラを中心としていろいろな構造物が建てられ、それが現代の景観を形成していると思っております。そういったものが半世紀を経て、先ほどの天候の大変化とも相まって、経年劣化といいますか、劣化が非常に進行していると思わざるを得ません。「あの橋は大丈夫か」とか、「あそこの擁壁は崩れてこないか」とか、「あの街路樹枯れているみたいだけれども、倒れてこないか」とか、それから「最近、高速道路の点検工事、リニューアルなんて言って多いけれども、どうしてなんででしょう」とか、そういった声を最近聞きます。したがいまして、最近のキーワードは「づくり」も結構ですけれども、「リ（RE）」のつくことではないかと。リニューアル、リフォーム、リプレイス、リカバリーといったものがそれであると痛感しております。

幸いここで、生成AIやドローンという新技術が出現してきています。だから再整備や再点検作業が確実に、迅速に行える形にもなってきておりますので、これらを駆使していただいて、区民の不安要素、心配な点といったものの解消に一層努めていただきたいと思います。

2年間大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○都市デザイン課長 ありがとうございました。

では、部長より一言お願いいたします。

○都市整備政策部長 改めまして〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、本当にありがとうございました。〇〇委員は5期10年、長きにわたりまして、色彩の専門家として様々なアドバイスを頂きました。今後ともぜひ様々お力をお貸しいただければと思っております。

また〇〇委員、〇〇委員、1期の2年間、本当にありがとうございました。区民として、日々暮らされている視点でのご意見もたくさん頂けたと思っておりますけれども、それ以上にこの風景という、我々が勝手に思っているこの計画とか、そういった範囲を超えてより広い視点を様々頂けたのかなと思っ

ています。今後の我々の仕事に本当に活かせていければと思っております。

今年度については「風景づくり計画」を中心にやっておりましたが、その前につきましても界わい形成地区や地域風景資産関係の様々なご議論、またご意見をたくさん頂いてまいりました。この場を借りまして、改めて御礼を申し上げます。

皆様方におかれましては、引き続き世田谷区の風景づくりをはじめ、様々な行政にご意見を頂いたり、また先ほど〇〇委員にもおっしゃっていただきましたけれども、本当に最初の一步からでもいいので、ぜひ様々な活動にお力を貸していただければと思っております。

本当に長い間ありがとうございました。

〇都市デザイン課長 ありがとうございます。

なお、〇〇委員におかれましては、引き続き届出協議制度における事前調整会議の風景デザイナーとしての専門家として携わっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

〇〇委員のご後任の方ですけれども、都市環境や建築等の色彩計画家で、有限会社〇〇の代表取締役の〇〇氏にお願いする予定としてございます。〇〇氏は複数の自治体で景観審議会の委員もされていまして、世田谷区にもなじみのある方とお聞きしてございます。

また、区民委員の募集につきましても審査を終了いたしまして、手続きを進めているところでございますので、次回の委員会の際には新たな区民委員の方々をご紹介させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次回委員会の予定についてご連絡をさせていただきます。

次回は、令和7年4月末から5月中旬頃の開催を予定してございます。また日程等が決まりましたら、改めて事務局よりご案内させていただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして令和6年度第3回風景づくり委員会を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

——了——